

令和7年1月8日
富士宮信用金庫

「能登半島復興応援定期積金」の募集総額増額について

当金庫は、令和6年12月16日（月）より能登半島復興応援を目的として「能登半島復興応援定期積金」の取扱いを開始しました。

皆様のあたたかなご支援をもちまして、募集額（契約額）10億円を早期到達予定となります。つきましては、募集総額を15億に増額し、募集総額の0.25%にあたる375万円を、能登半島地震の被災地公共団体のうち6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）に対し、信用金庫の中央金融機関である信金中央金庫を通じて寄付いたします。

当金庫は、能登半島地域の日も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。

記

1. 商品名

「能登半島復興応援定期積金」

2. 募集総額

変更前：10億円

変更後：15億円（5億円増額）

* ご契約者には、寄付金のご負担はありません。

3. 変更日

令和7年1月7日（火）

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

富士宮信用金庫 業務部

0544-23-3117



©石川県観光連盟

ご利用いただける方	個人（個人事業主の方を含む）、法人のお客様				
お取扱期間	令和6年12月16日（月）～令和7年3月31日（月） 取扱期間であっても、募集総額15億円に達した時点で取扱いを終了します。				
適用金利	年0.50%	掛込期間	5年	掛込金額	毎月1万円以上（1万円単位）
募集総額	15億円 当金庫が販売する「能登半島復興応援定期積金」の募集総額の0.25%に当たる金額を信用金庫の中央金融機関である信金中央金庫から寄附させていただきます。				
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者には、寄附金のご負担はありません。 ・募集総額とは、信用金庫が販売する定期積金の掛金総額（給付補填金は含みません。）の合計です。 				

創ります“夢あるあした”

富士宮信用金庫
<http://www.miyashin.co.jp>

左上部：イカの駅つくモール（能登町） 右上部：和倉温泉総湯（七尾市） 左中部：白米千枚田（輪島市）
 右中部：巖門（志賀町） 左下部：能登さくら駅（穴水町） 右下部：揚げ浜塩田（珠洲市）

能登半島地域の現状について

能登半島地域は、美しい景色や新鮮な海の幸、地域に根付いた産業など、多くの魅力にあふれています。

しかし、2024年元日の能登半島地震においては、各地で甚大な被害が発生しました。メディア等による情報発信は減りつつありますが、豪雨被害も重なり、今も元通りの生活を送ることが難しい状況の地域が多数あります。



被害状況



(出典：石川県HP)

- ◆ 被災地の被害状況、復旧・復興の状況については、石川県が作成した動画に詳しく掲載されています。
- ◆ 右の二次元コードから閲覧が可能ですので、ぜひご覧ください。



能登半島地域の復旧・復興には、皆様のお力添えが必要です。 皆様のあたたかなご支援お待ちしております。

「能登半島復興応援定期積金」商品概要説明書

令和6年12月16日現在

1. 販売対象	・個人（個人事業主の方を含む）、法人のお客様
2. 対象商品	・スーパー積金 (1) 払込方法／毎月の掛込となります。 (2) 払込金額／10,000円以上 (3) 払込単位／10,000円単位
3. 掛込期間	・5年
4. 適用金利	(1) 適用金利／0.5%（固定金利：店頭表示金利+0.37%）契約時に証書に表示する約定年利回りを満期日まで適用します。 (2) 計算方法／給付補填金は付利単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
5. 税金	・給付補填金には20.315%（国税及び復興特別所得税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 （なお、マル優は利用できません）
6. 手数料	・かかりません。
7. 募集契約金額	・15億円 当金庫が販売する「能登半島復興応援定期積金」の募集総額の0.25%に当たる金額を信用金庫の中央金融機関である信金中央金庫から寄附させていただきます。
8. 取扱期間	令和6年12月16日（月）～令和7年3月31日（月）取扱期間であっても、募集総額15億円に達した時点で取扱いを終了します。
9. 預入方法	・原則、預金口座からの自動振替とします。
10. 給付補填金の支払方法	・満期日以降に一括してお支払いします。
11. 中途解約について	・満期日前に中途解約する場合、お利息については所定の中途解約利率が適用されます。 ※初回掛込日から解約日までの期間が1年未満…解約日における普通預金利率 ※初回掛込日から解約日までの期間が1年以上…約定年利回り×60%
12. 預金保険の適用	・当金庫にお預け入れいただいている預金を含め、元本1,000万円とその利息等の範囲内で保険の対象となります。
13. 苦情処理措置紛争解決措置	【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある本支店若しくは当金庫企画部リスク管理課（9時から17時、電話：0544-23-3145）までお申し出下さい。 【紛争解決措置】 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記企画部リスク管理課若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。
14. その他	・この積金の払込が遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べます。または証書記載の年利回り（年365日の日割り計算）の割合による遅延利息をいただきます。 ・この積金の満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率によって計算します。 ・掛金のまとめ掛は原則できません。 ・当金庫の既契約を中途解約しての預け替えは原則できません。 ・総合口座への組入れ（担保扱い）はできません。